



妊婦健康診査助成制度と医療費助成制度の拡大

新たな子育て支援策が 4月からスタート

安心して出産し子育てができる地域づくりを目指し、子育て家庭への新たな支援制度が4月から始まります。妊娠中の健康管理を支援する「妊婦健康診査助成制度」の助成回数が拡大され、これまで小学校就学前までだった医療費助成の対象が小学6年生までに広がります。

妊婦健康診査助成制度
助成回数が2回から5回へ



市では、妊娠中の健康管理の向上と経済的な負担の軽減を図るため、これまでは2回の妊婦健康診査の助成を行っていましたが、4月1日から助成回数を5回へ拡大します。

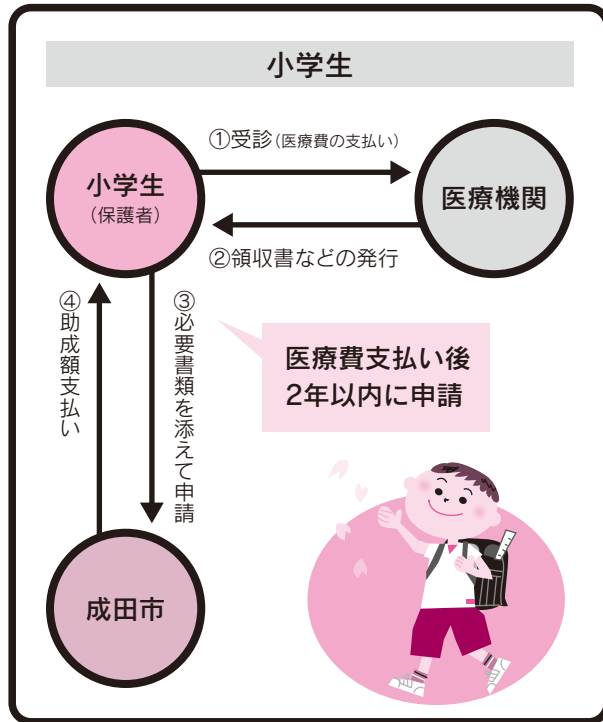
助成を受けるには

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券(母子健康手帳別冊1)を配布します。妊娠が分かったら早めに健康増進課(保健福祉館)または市民課(市役所1階)、下総・大栄支所市民福祉課で申請してください。

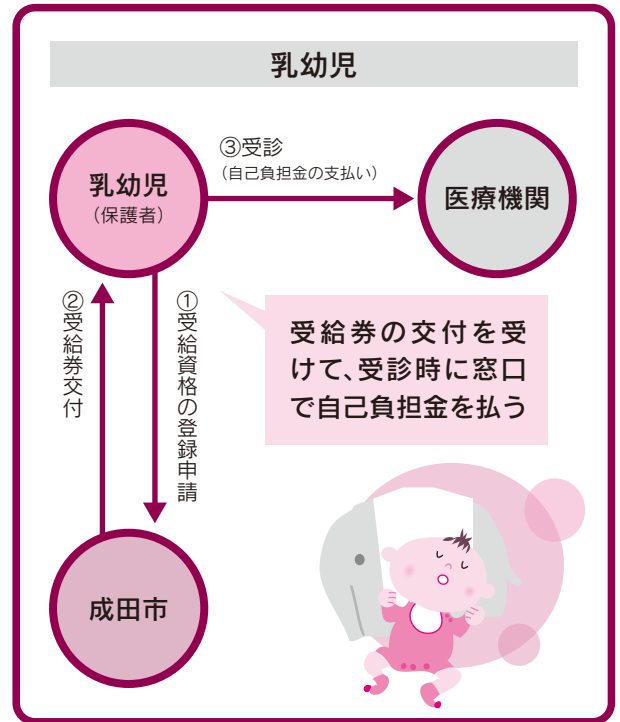
3月31日までに母子健康手帳の交付を受け、4月1日以降に妊婦健康診査を受ける機会のある人には、妊婦健康診査受診券の差し替えをします。母子健康手帳と受診券を持参して健康増進課へお越しください。

※くわしくは健康増進課(☎27-1111)へ。

医療費助成制度の申請方法



小学校へ入学すると



医療費助成対象が 小学6年生までに

市では、これまで小学校就学前までの乳幼児を対象として医療費の一部を助成してきましたが、4月1日から対象を小学6年生までに拡大します。

助成を受けるには

乳幼児の医療費助成制度と異なり、小学生の医療費助成は医療機関の窓口で医療費をいったん支払った後に、必要書類を添付して申請してください。支払った医療費から自己負担額を控除した額を助成します。

申請期限は医療費を支払ってから2年です。手続き漏れがないようご注意ください。

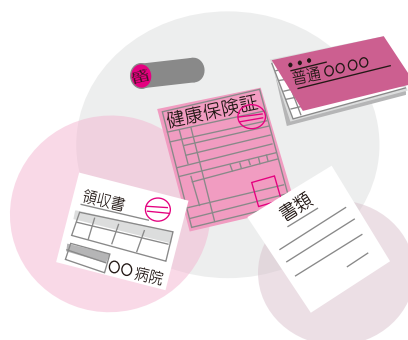
申請場所 児童家庭課(市役所議会棟1階)または下総・大栄支所市民福祉課、健康増進課(保健福祉館)

申請に必要なもの

- 印鑑
- 小学生が加入している健康保険証の写し
- 領収書(医療内容の明細のあるもの)または保険医療機関が発行する小学生医療費計算書
- 付加給付などがあるときはその旨を証する書類

○小学生が診療を受けた月の属する年度(4月～7月の診療は前年度)の市町村民税の課税状況を証する書類(ただし、以前から市内に住んでいる人で課税状況の確認を承諾する人は省略できます)

○振込先口座の分かるもの(ゆうちょ銀行以外)



自己負担額

- 通院…1回につき200円
- 入院…1日に付き200円
- 調剤…自己負担なし

ただし、小学生の属する世帯全員のみ課税の場合は、自己負担はありません。

対象となる医療

小学生が受けた医療費で保険の適用を受けるもの

※くわしくは児童家庭課(☎201-5338)へ。